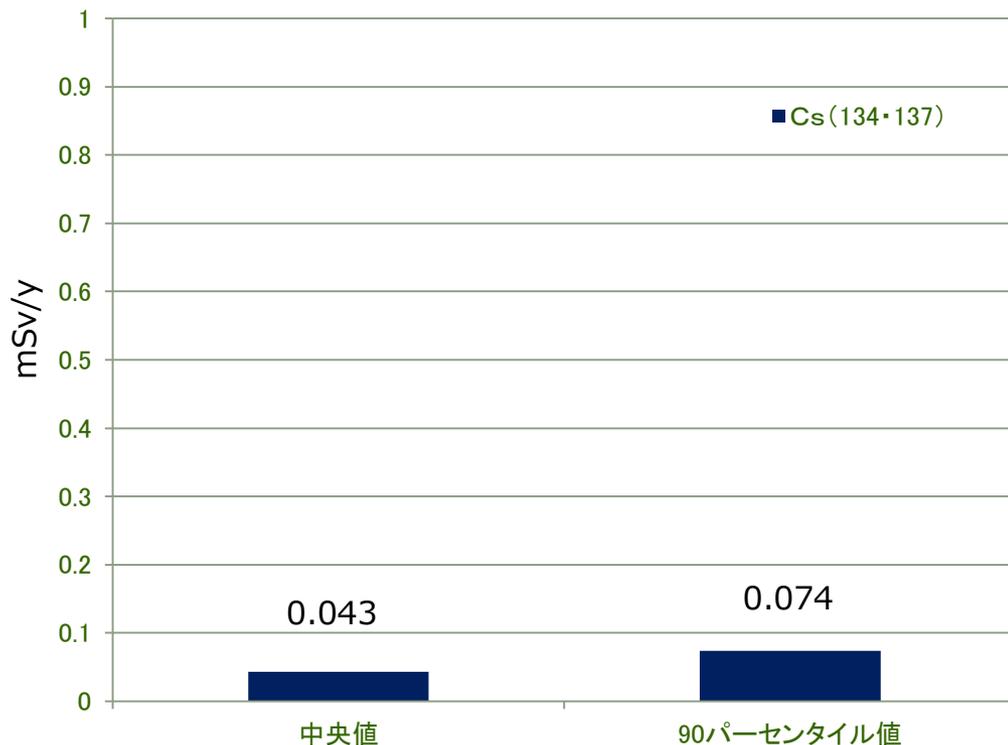


食品からの放射性物質の摂取量推計

○新しい基準値に基づく放射性セシウムからの被ばく線量の推計



○平成23年8月1日から平成23年11月16日に厚生労働省から公表された食品中の放射性物質のモニタリングデータを用いた推計

○新しい基準値の下での実際の被ばく線量は、中央値濃度もしくは、90パーセンタイル値濃度の食品を全年齢層における国民の平均摂取量で1年間摂取し続けたと仮定した場合、介入線量レベルの年間1ミリシーベルトに対し、小さな値になると推計される。

※推計では、不検出 (ND) のデータはCs-134, Cs-137とも検出限界として示されている値を集計に使用。

示されていない場合は、放射性セシウムとして20 Bq/kgを超えた検出限界となっているものは20 Bq/kgを使用。

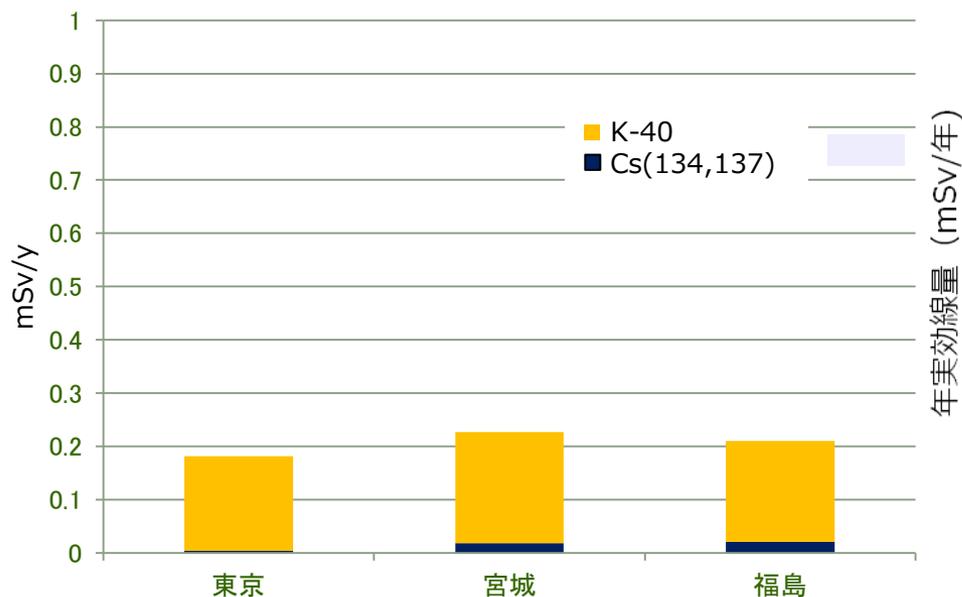
また、WHOのGEMS/foodの考え方を参考に、食品群のうち、NDが60%以上80%未満であった食品群ではNDの半分の値、NDが80%以上であった食品群ではNDの4分の1の値を集計に使用。

※推計値は放射性セシウムからの被ばく線量のみであり、実際の被ばく線量としては、この他に、放射性セシウム以外の核種からの被ばく線量加わる。

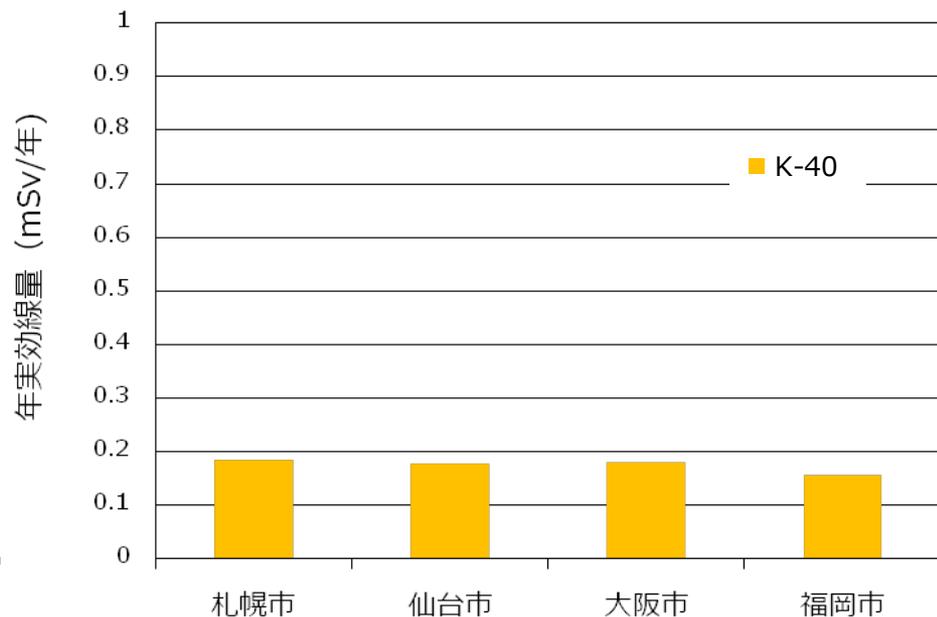
食品からの放射性物質の摂取量推計

○東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を購入して調査した結果では、食品からの放射性セシウム（Cs）の摂取量は、年間0.002～0.02ミリシーベルト程度であり、自然界に存在する放射性カリウム（K-40）の摂取量（0.2ミリシーベルト程度）と比べて、非常に小さい値。

○食品からの放射性物質の年間摂取量の推定について



○食品からの天然放射性核種による年実効線量（平成20年度）



○平成23年9月及び11月に東京都、宮城県及び福島県で食品を購入。
なお、宮城県及び福島県のうち生鮮食品は可能な限り地元県産、あるいは近隣県産品を購入。

○購入した食品を平成19年度国民健康・栄養調査の食品別摂取量平均を踏まえて調製を行い、混合し均一化したもの及び飲料水を試料として、Ge半導体検出器を用いて放射性物質（I-131、Cs-134、Cs-137及びK-40）を分析し、平均的な食生活における放射性物質の一年あたりの摂取量（mSv/man/year）を計算。

モニタリング検査における放射性セシウムの基準値超過割合

品目	超過割合	福島県						その他					
		3月～6月		7～9月		10～11月		3月～6月		7～9月		10～11月	
		暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)										
米	超過数/検査件数 (超過率)	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	0/669 (0%)	1/669 (0.1%)	1/619 (0.2%)	8/619 (1.3%)	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	0/2061 (0%)	1/2061 (0%)	0/503 (0%)	0/503 (0%)
野菜類	超過数/検査件数 (超過率)	159/1517 (10.5%)	310/1517 (20.4%)	0/1366 (0%)	5/1366 (0.4%)	3/1124 (0.3%)	13/1124 (1.2%)	29/2190 (1.3%)	168/2190 (7.7%)	0/1264 (0%)	0/1264 (0%)	0/1409 (0%)	0/1409 (0%)
果実類	超過数/検査件数 (超過率)	11/188 (5.9%)	71/188 (37.8%)	6/779 (0.8%)	48/779 (6.2%)	6/489 (1.2%)	49/489 (10.0%)	0/152 (0%)	0/152 (0%)	0/478 (0%)	3/478 (0.6%)	0/522 (0%)	3/522 (0.6%)
茶	超過数/検査件数 (超過率)	1/1 (100%)	※2	0/2 (0%)	※2	-/- (-) ※1	※2	42/301 (14%)	※2	29/187 (15.5%)	※2	121/1755 (6.9%)	※2
キノコ類	超過数/検査件数 (超過率)	38/212 (17.9%)	88/212 (41.5%)	15/342 (4.4%)	47/342 (13.7%)	25/324 (7.7%)	67/324 (20.7%)	0/87 (0%)	4/87 (4.6%)	2/175 (1.1%)	12/175 (6.9%)	40/708 (5.6%)	195/708 (27.5%)
牛乳	超過数/検査件数 (超過率)	0/285 (0%)	4/285 (1.40%) ※3	0/137 (0%)	0/137 (0%) ※3	0/91 (0%)	0/91 (0%) ※3	0/283 (0%)	4/283 (1.41%) ※3	0/338 (0%)	0/338 (0%) ※3	0/325 (0%)	0/325 (0%) ※3
牛肉	超過数/検査件数 (超過率)	1/47 (2.1%)	13/47 (27.7%)	56/1165 (4.8%)	122/1165 (10.5%)	2/1644 (0.1%)	18/1644 (1.1%)	0/12 (0%)	0/12 (0%)	77/8519 (0.9%)	663/8519 (7.8%)	9/26737 (0%)	131/26737 (0.5%)
魚介類	超過数/検査件数 (超過率)	51/327 (15.6%)	167/327 (51.1%)	55/872 (6.3%)	336/872 (38.5%)	33/919 (3.6%)	301/919 (32.8%)	4/487 (0.8%)	34/487 (7%)	5/705 (0.7%)	32/705 (4.5%)	6/1298 (0.5%)	30/1298 (2.3%)
上記以外	超過数/検査件数 (超過率)	9/148 (6.1%)	18/148 (12.2%)	7/450 (1.6%)	51/450 (11.3%)	43/926 (4.6%)	108/926 (11.6%)	0/136 (0%)	8/136 (5.9%)	8/809 (1.0%)	57/809 (7.0%)	3/902 (0.3%)	49/902 (5.4%)
合計	超過数/検査件数 (超過率)	270/2725 (9.9%)	671/2724 (24.6%)	139/5782 (2.4%)	610/5780 (10.6%)	113/6136 (1.8%)	564/6136 (9.2%)	75/3648 (2.1%)	218/3347 (6.5%)	121/14536 (0.8%)	768/14349 (5.4%)	179/34159 (0.5%)	408/32404 (1.3%)

※1 検査件数が0件の場合は、-/-と示した。

※2 新基準値（案）において、茶については飲用に供する状態で飲料水の基準値が適用される。

※3 新基準値（案）において、「牛乳」に区分される食品の基準値は50 Bq/kgであり、牛乳の新基準値超過については50 Bq/kgを超過した件数を示した。